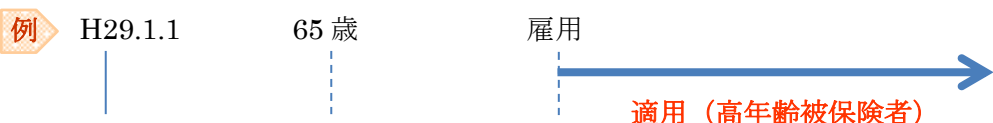




平成 29 年 1 月 1 日から 雇用保険の適用が拡大されます

1. 雇用保険の適用拡大 65 歳以上の労働者についても
「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります！

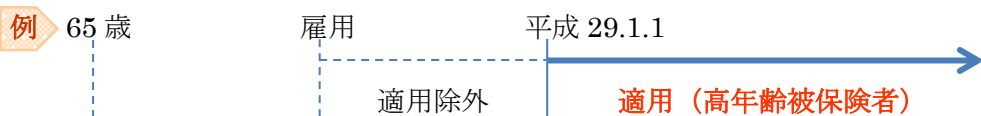
①平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合
 ⇒適用要件に該当する場合は、「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します



【届出期限】

雇用した日の属する
月の翌月 10 日まで

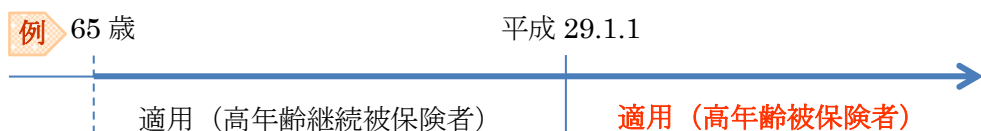
②平成 28 年 12 月 31 日までに 65 歳以上の労働者を雇用し、
 平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
 ⇒適用条件に該当する場合は、平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となります。
 「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します



【届出期限】

平成 29 年 3 月 31 日
まで

③平成 28 年 12 月 31 日時点で高年齢継続被保険者である労働者を
 平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合
 ⇒届出は不要です。(自動的に被保険者区分が変更されます。)



【届 出】

不 要

【Q&A】このような場合は、どのように取り扱うの？

Q1 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに雇用した 65 歳以上の労働者だけが対象になりますか？

A1 平成 29 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上の労働者を新たに雇用した場合だけでなく、平成 28 年 12 月 31 日までに雇用した 65 歳以上の労働者についても、原則として雇用保険の適用の対象となります。加入手続きを行ってください。

Q2 平成 28 年 12 月 31 日までに雇用した 65 歳以上の労働者について、適用要件に該当するか否かは、いつの時点で判断しますか？

A2 適用要件に該当するか否かは、平成 29 年 1 月 1 日時点で判断してください。
 要件に該当すれば、雇用保険の被保険者資格の取得日は、平成 29 年 1 月 1 日となります。

Q3 65 歳以上の方も雇用保険料を徴収する必要がありますか？

A3 保険料の徴収は、平成 31 年度までは、免除となります。

Q4 平成 28 年 12 月 31 日までに 65 歳以上の者を雇用し、平成 29 年 3 月 31 日までの届出をする前に退職した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A4 平成 29 年 3 月 31 日までの手続きをする前に退職した場合については、平成 29 年 1 月 1 日から退職までの間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から 10 日以内に、資格喪失届に資格取得届も添えて提出してください。

2. 高年齢求職者給付金

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給されます。(65 歳以上であるため、年金と併給が可能です。)

《筆者:鍋島明子》

お知らせ

☘ ストレスチェックの実施

初回の実施期限は、平成 28 年 11 月 30 日までに実施する必要があります。

まだ実施が出来ていない場合には、すみやかに実施しましょう。

(ストレスチェックの実施義務の対象は、「常時 50 人以上の労働者を使用する事業場」です。)

自然との共生



今年の 9 月は、晴天が少なく、登山も自粛という感じになってしまいました。
秋の北アルプスは、
断念しました。

～ 会津駒ヶ岳 ～

10 月 10 日
昨年と同様
『会津駒』
を歩いてきました。



残念ながら…
紅葉は
全くダメでしたが、
草紅葉の美しさに
癒やされてきました。



わたしのひとこと

ここ最近 2～3 ヶ月の出来事として、こんなことが続出しています。
ハローワークからの紹介により採用、1 ヶ月も経過しないうちに無断欠勤、その理由が、「職場でのパワハラによる体調不良」ということ。医師の診断書によれば 2 ヶ月間の休養を要するとのことなので、就業規則によりその間は、傷病休暇として取扱いをしました。

この場合、上司の業務上の指示・指導に問題が無いのかどうか疑問になるところです。

指導上の注意=わかりやすい言葉で、優しく、丁寧に、簡潔に、その人に合わせて

こんな風に指導されたら仕事が楽しい という風に。

大声で怒鳴らない…「何度言ったら分かるの」「また間違えたの」「ダメね」等は禁句です。

※職場は、仕事を通して人間性を高める場です。お互いを認めあって成長しましょう。

指導の仕方も時の流れに沿って、変化する必要があります。

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2 7 5 0 - 2

TEL : 028 - 635 - 9752 FAX : 028 - 635 - 9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail : nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

